○農林水産省告示第千六百四十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年七月五日　第六十四号

二　登録認定機関の名称及び住所
財団法人食品環境検査協会　東京都中央区京橋三丁目七番四号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機加工食品及び有機飼料

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都中央区京橋三丁目七番四号

○農林水産省告示第千六百四十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年七月五日　第八号

二　登録外国認定機関の名称及び住所
セレス有限会社　ドイツ　ババリア州　ハップルグ　フォルデルハスラフ一

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品及び有機飼料

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
ドイツ　ババリア州　ハップルグ　フォルデルハスラフ一

○経済産業省告示第二百十七号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十六条の二十一の規定に基づく登録ガス工作物検査機関の検査を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第四十一条の二第六項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年九月二十七日

経済産業大臣　大畠　章宏

一　登録ガス工作物検査機関の名称　高圧ガス保安協会

二　変更後の事業所の所在地　高圧ガス保安協会東北支部（宮城県仙台市青葉区本町二丁目三番十号仙台本町ビル）

三　変更年月日　平成二十二年九月二十七日

○国土交通省告示第千七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条に係る河川の名称
野原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
岡山県美作市野原
字北井田　二三九番
字ホウノ迫　二四〇番
二四二番一及び二四二番二
二四二番四
二四三番一から二四三番四まで
二四四番
二四二番三
二九三番一から二九三番四まで
二九五番
二四六番一から二四六番六まで
二四七番一及び二四七番二
二五〇番
二五二番一及び二五二番二
二五四番一から二五四番三まで
二五五番一から二五五番三まで
字他郡
字ウス谷
字シル谷
字他郡
字徳助田
字他郡ヒナ
字ケンビガ迫
字大成ル
字大畝
字段迫
字イドミ
字井ドミ
字イヲガ迫
字アゾ畑
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和三十九年建設省告示第二千七百二十二号で指定した土地の区域を除く。）
岡山県美作市野原
字ナゴノハナ　三一五番三　一号
字北井田　三一二番一　二号
三一三八番　三号
二三九番　四号
二九五番　五号
二九九番一　六号
三一〇番　七号
字徳助田
字アゾ畑
字北井田
字箱作里
三一三番三　八号
二五一番一から二五一番三まで
二五六番一から二五六番六まで
二五七番
二五八番一から二五八番四まで
二八五番一から二八五番三まで
二八六番一から二八六番四まで
二八七番一から二八七番三まで
二五九番一から二五九番三まで
二六一番
二六四番一から二六四番四まで
二七一番
二七二番二
二七七番及び二七八番
二七九番一から二七九番五まで
二八〇番
二八三番
二六〇番一から二六〇番三まで
二六六番一から二六六番三まで
二八八番一及び二八八番二
二九二番一から二九二番五まで
二八一番
二八二番一から二八二番三まで
二八四番一から二八四番四まで
二九四番
二九七番
二九九番一から二九九番四まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
竹常川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
岡山県久米郡久米南町下弓削
字木船　二三一番及び二三二番
二三七番一から二三七番五まで
字木船谷　二三五番
字木船奥　二四〇番一及び二四〇番一〇まで
二四一番一及び二四一番二
二四三番及び二四四番
岡山県久米郡久米南町西山寺
字後谷　一二〇番一及び一二〇番二
一二〇番五及び一二〇番六
一二一番から一二三番まで
一二四番一及び一二四番四
一二五番及び一二六番
一二八番及び一二九番
一三八番一から一三八番三まで
一四〇番一
一三〇番
一三一番
一三七番一及び一三七番二
一三二番
一三四番一から一三四番八まで
一三五番一から一三五番五まで
一三六番一及び一三六番二
一四一番及び一四二番
一四五番
一四三番及び一四四番
一四六番
一四七番一及び一四七番二
一四八番及び一四九番
一五〇番一及び一五〇番二
一五一番一及び一五一番二
一五二番一及び一五二番二
字寺下
字後谷小道東
字後谷小道の東
字後谷の上
字後谷下
字北谷尻
字新屋
字清水池
字後谷小道の下